

兵庫県の生活衛生事業者相談支援事業がはじまりました

(専門家派遣による相談)

● 令和5年3月末日まで ●

生活衛生関係営業のみなさまへ

めん類店・中華料理店・すし店・料理店・その他飲食店
社交業・喫茶店・食肉販売店・食鳥肉販売店・理容店
美容店・公衆浴場・旅館ホテル・興行場・クリーニング店

原材料費、光熱費の上昇等に対する経営上の課題に伴う
「公庫の融資」「一時支援金」「各種トラブル」等の個別相談！

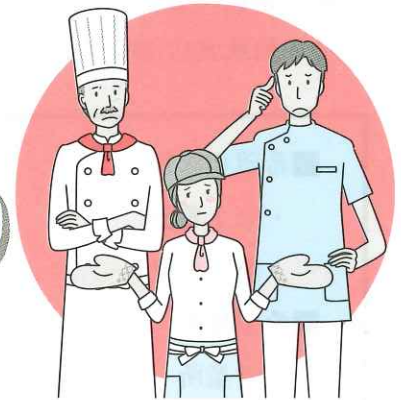
専門家による **無料** の
個別相談をいたします。

< 事前予約制 >

FAX: 078-361-2875

[申込方法] FAX (裏面の相談票)
により、当指導センターあてご予約ください。

融資・支援金・トラブル等の 個別相談の実施



[相談員]

- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 税理士
- 弁護士
- 経営特別相談員
- 当指導センター経営指導員

[相談時間]

約1時間程度

[相談場所]

- 営業所
- 組合事務所
- 指導センター 等

相談日時、相談場所等の調整は当指導センターで行います。

公益財団法人 兵庫県生活衛生営業指導センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28

TEL: 078-361-8097 FAX: 078-361-2875